

第13回入善町農業委員会議事録

平成27年8月3日午後1時30分から第13回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 紺田與規一	10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 野島浩	17番 中島由起子
18番 手塚喜志子			

欠席委員 1名

16番 市森孝義

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会 主幹	板倉晴
入善町農業委員会 主任	上田安彦
入善町農業委員会 主事	上田敬章

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第47号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。本当に暑い日が続いております。

先日、長岡の花火大会に行ってきました。人の多さにも驚きましたが、一番驚いたことは、花火のスポンサーに農業関連が多かったことです。さすが米どころ新潟と関心してきたところであります。

気温もさることながら、これから益々熱くなることがありまして、農協改革関連法案についてであります。衆議院を通過しまして、参議院で審議されているところではあります。今月6日、その農林水産委員会富山地方公聴会に、富山県農業会議会長として、公述人として呼ばれております。

その中で農業委員会改革関連として、まず、委員の選出方法の公選制の廃止について、首長の選任となりますが、地域からの推薦及び代表となるよう意見を述べたいと思っております。次に、農地利用最適化推進委員について、未だ詳細がはっきりしないわけですが、地域の農地をどのようにして集積していくか、また、農地としてどのように維持していくのか、私なりの意見を示したいと考えております。農業委員及び農地利用最適化推進委員の人数については、人・農地プランの各地域数配置できるよう主張して参りたいと思っております。他には、事務局体制の強化の意味で、長年携わることができる組織作りを要望したいと思っております。

最後になりますが、TPPは上手くまとまりませんでした。今月末の開催予定の会議に注目したいと思います。それでは、本日もよろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第13回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第3終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番紺田委員と10番愛場委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第47号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第47号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は4件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は入善町東狐〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は459㎡です。譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は立山町大窪〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

譲受人の〇〇さんは、現在、妻の実家である立山町に住んでおり、長女の世話や祖父母および父母の介護など、将来を考えて実家の近くに居住したいと思い、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、駐車スペースとして利用する計画ですが、宅地へ侵入する4m以上の道路がないため、実家とは別に進入路を設ける必要があることから、進入路部分も含めて、面積は500㎡以内と、一般住宅の基準を満たしています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

申請地は、平成27年7月29日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は入善町青島〇〇番外1筆の計2筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は928㎡です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さん外1名で、譲受人は、入善町入膳〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「作業場」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、現在、自宅に併設の作業所で父とともに板金業を営んでいますが、既存の作業所が手狭であること、道路が狭く資材搬入搬出が困難であること、今後事業拡大を考えていることから今回の申請地での転用申請となりました。申請地は、事務所兼作業所、資材置場や廃棄物の一時保管所、作業車両の駐車場などに利用する計画であり、板金業の事業運営に必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり、第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、この申請地は、用途地域内にあるため、農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続きまして、申請番号3番、申請地は入善町青木〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は499㎡です。譲渡人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は富山市一本木〇〇番地、〇〇〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、現在、富山市内に勤務し住んでいましたが、黒部営業所への転勤を機会に、子どもが小さく世話を願うため実家の側で住宅の建築を計画し、実家から半径500メートル周辺、青木〇〇地区内12箇所を検討しましたが利用できる雑種地等非農地がなく、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅や物置、駐車スペースとして利用する計画ですが、面積は500㎡以内と一般住宅の基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成27年7月29日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号4番、申請地は、入善町東狐〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は463㎡です。譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町道古〇〇番地の〇〇区長、〇〇さんです。転用目的は「公民館敷地(多目的広場)」で、契約内容は賃借権の設定です。

申請者の〇〇区長、〇〇さんは、現在、〇〇地区の区長をしており、地区の拠点としている公民館が会合等の施設はあるものの、駐車場スペースや地区での祭事等の練習場やゲートボール場もなく大変不便を感じています。公民館施設の近くに駐車場を兼ねたゲートボール場等に使用する多目的広場を計画したため、今回の申請地での転用申請となりました。申請地の面積は463㎡で公民館の多目的広場には必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「公民館敷地(多目的広場)」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成27年7月29日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、4件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

申請番号1番の確認をしました。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

綿委員

申請番号2番について確認しました。事務局説明のとおりであります。周辺もアパートや住宅ばかりで農業への影響もないと考えます。

笹原委員

申請番号3番ですが、両親の近くで生活したいという申請で、事務局の説明と相違なく、問題ありません。

長田委員

申請番号4番も私です。公民館敷地であり、地区住民にとって必要なものでありますので、問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

申請番号1番について、進入路も転用が必要なのですね。

事務局

実家へは西側の通路から出入りをしているのですが、幅員が4mないため、そのままでは、新たに建設する住宅への進入路とすることができず、建築確認申請の許可がでないためです。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第47号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等がございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

農地中間管理事業の機構集積協力金についてです。

今年度の変更としましては、権利の設定の申出の締切日が10月20日と12月21日と早まることと、出荷名義のある農地を預ける自作要件が必要となることです。平成28年産に向けて権利設定をし、経営転換等をしようと考えている場合は、注意が必要です。なお、農家へは、出来秋以降、農協を通じて案内を予定しております。

そして、本日は合同農地パトロールの日です。委員会終了後、役場正面からマイクロバスで出発したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと一点、死亡事故が起きました電気柵についてです。当町でも利用しておりますが、事故のありました製品と異なり、電気が常時通電しないような安全対策をしておりますので、ご報告いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、他にご意見等ございませんか。

(全員 意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第13回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、9月9日 水曜日、午後1時30分から行います。

(閉会 午後2時14分)